

盛岡市地域みらい農業人材支援事業補助金交付要綱の審査に関する取り決めについて

（令和6年5月30日 市長決裁）

（一部改正 令和8年4月17日 副市長決裁）

1 補助金の目的

「盛岡市地域みらい農業人材支援事業補助金交付要綱（令和6年告示第298号）第1の規定（抜粋）」

離農の抑止及び農作業の効率化と生産性の向上を図るため、認定農業者又は多様な農業者が地域みらい農業人材支援事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

2 審査方法

上記補助金の目的を踏まえ、交付の決定を行うものとする。ただし、予算額を超える交付の申請があった場合は、次により審査及び交付の決定を行う。

- （1） 補助金の交付の申請をした者全てを、申請をした者から提出された要件チェックリストに基づき、別表1に規定するポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の者から順に予算の範囲内で決定する。
- （2） 同一ポイントの者が複数いる場合には、自己負担額の大きい順に予算の範囲内で決定する。

別表1

基準		ポイント
1 緊急度に関する加点	要綱第4の表1から4の項に掲げる経費	
	農業経営面積が次のいずれかの条件を満たす場合（複数の条件に該当する場合は、最も高いポイントを採用する。）	
	（1） 30アール以上	1
	（2） 水田作等：20ヘクタール以上	2
	（3） 露地作：5ヘクタール以上	2
	（4） 果樹作：3ヘクタール以上	2
2 条件不利地（傾斜）に関する加点	（5） 施設園芸作：1ヘクタール以上	2
	（6） 畜産等：飼養頭数25頭以上	2
	要綱第4の表5及び6の項に掲げる経費	
	現有機の製造年からの経過年数（複数購入又は修繕する場合は、最もポイントが高い農業用機械等について加点の対象とする。）	
3 条件不利地（小区画）に関する加点	（1） 7年以上14年未満	1
	（2） 14年以上	2
4 活用機会に関する加点	農業経営の過半が次のいずれかの傾斜条件を満たす場合	
	（1） 田で1/100以上又は畑、草地及び採草放牧地で8度以上	1
3 条件不利地（小区画）に関する加点	（2） 田で1/20以上又は畑、草地及び採草放牧地で15度上	2
	農業経営が次の条件を全て満たす場合	2
4 活用機会に関する加点	（1） 1区画あたりの平均面積が20アール以下	
	（2） 30アール未満の区画の合計面積が農業経営面積の合計面積に対して80%以上	
4 活用機会に関する加点	次のいずれかの条件を満たす場合	
	（1） 過去3年以内に、当該事業及び旧盛岡市スマート農業導入促進事業の活用実績が無い。	1
4 活用機会に関する加点	（2） 上記（1）に加え、過去5年以内に、国、県又は市の農業機械等の導入経費に対する補助金の交付を受けていない。	2